

令和8年3月9日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会  
(公印省略)

### 予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について

平素は本会事業の推進に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会を通じて厚生労働省より、標記について通知がございました。

本通知は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、本年2月27日より施行することを通知するものです。

改正の概要は、予防接種法に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、水痘及び帯状疱疹の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレ症候群」であって、接種から28日以内に確認されたものを追加することです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

#### ●参考

日本医師会メンバーズルームから文書の閲覧が可能です。

[https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2\\_1946.pdf](https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsho/data3/kenko2/2025ken2_1946.pdf)

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

<担当> 大阪府医師会 地域医療課（伊藤）  
TEL: 06-6763-7012 FAX: 06-6766-2875